

日程第36 議案第18号 市道路線の認定について

○議長（石橋英和君）日程第36 議案第18号市道路線の認定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第37 議案第19号 財産の譲与について

○議長（石橋英和君）日程第37 議案第19号財産の譲与について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）今回は、これ、旧山内幼稚園の園舎のほうを地元区のほうに譲与されるということですが、この園舎と、また周辺の園庭等も含めてですけれども、地元区の方々はどのような活用をされようとしているのかご説明いただけないでしょうか。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）お答えいたします。

本議案が議会で承認をいただきますと、山内区と譲与の契約を交わすということになります。その後の使用形態については、現在、山内区のほうでいろいろと検討していただいておりますというふうにお聞きしておりますが、契約書、譲渡契約の中では、もちろん公共的

な用途にということで、地域福祉に寄与するですとか、地域住民福祉の向上のために必要な公共的なものとして使ってほしいということ明記して譲渡いたしますので、そのようなことで山内区にも申し入れた上で利用形態を区の総会等で決定していただくことになるというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）具体的な使用用途が今の中身だとあまりはっきりと決まっているわけではないと。その地元区にとってみて、この土地を園舎をもらうとなると、当然のことながら税金がかからないように。もともとかかってないですけど、民間に移るとその可能性があるので、それをとっておいてあげないといけないと思いますけれども、そういった部分では、今後、こういう場合、できる限り活用してくださいということいいかと思うんですけども、そういう部分でどういった公助であったりとか、配慮をされるおつもりなのか、改めて質疑させていただきます。

○議長（石橋英和君）教育次長。

○教育次長（坂本安弘君）今回、山内区に無償で譲渡させていただくということにつきましては、その建物の敷地が山内・平野両区の以前からの所有でございますが、営々と小学校の時代から統合されて、そして幼稚園というふうに移っていくんですけども、その中で、ずっと山内・平野両区のご好意により、無償で学校用地として市が貸与を受けてきたというような状況もございまして、今回、無償で譲渡させていただくんですけども、先ほども申し上げましたように、公共的な用途で区として使用するというのであれば、総

務部のほうでも確認をさせていただきましたが、税金は免除されるというふうなことでお聞きしておりますので、そういったことで使用をしていただけるというふうなことを考えております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 財産の譲与についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第20号 訴訟の提起について

○議長（石橋英和君）日程第38 議案第20号 訴訟の提起について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）この損害賠償とか滞納家賃の額はいくらですか。それと、何年ぐらいかかってこれを置いといたかというか、滞納していたか。

訴訟の提起、いろいろされてご苦労さんなことでございますが、訴訟の提起の一応の基準というかめどというのがもしありましたらお教え願います。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）滞納家賃につきましては、115万4,100円でございます。平成21年度からの累積でございます。それから、現在のところ、逐次滞納額の大きなところからこういう形で、もちろん事前には何度もいろいろ交渉をさせていただきながら対応させていただいておるわけなんですけど、めどとしましては、一応滞納額が100万円を超えますと、一定の手続きをさせていただくと。

それと、今回の件につきましては、名義人あるいは同居人が亡くなりました。そういった中で、引き続き入居資格がないんですけども、住まわれている方がおりますので、こういったような事案が生じたときには、それはそれなりに逐次対応していきたいという状況でございます。

○議長（石橋英和君）議長より申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

ほかにありませんか。

12番 清水君。

○12番（清水信弘君）今、滞納額は聞いたんですけども、損害金というのはありますけども、市営住宅に対して何か損害を与えているわけなんですか。その額はいくらなんですか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）明け渡し請求をしております。万が一、強制執行というような

形になりますと、裁判所のほうが執行していただけることになるんですけども、それにかかる費用は、この損害額というふうな格好になってきます。

それと、市営住宅に入居していただいている間は、いわゆる使用料という形なんですけども、それ以上、一定の期間住み続けられずと、使用料として本市が受け取る、あるいは調定を打つわけにもいきませんので、それは損害額という形に認定して、訴訟のほうで争っていくということになります。

○議長（石橋英和君）12番 清水君。

○12番（清水信弘君）滞納1カ月は、ちょっといたし方ないような気もするんですけども、予備軍といいますか、2カ月以上ためられているという方は、大体何%ぐらい、何人ぐらいおられるのかわかりますでしょうか。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）申しわけありません。ただ今その資料は手元にございませぬ。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）三点ほどお尋ねいたします。今回、先ほどの答弁の中で115万円、平成21年からということでご説明ありましたが、これは3件の訴訟の提起であるので、これは総額なのか、個別1件ごと115万円になっているのか、その点を再度お尋ねさせていただきたいと思います。

それと二点目ですけれども、訴訟の提起に至る分というのは、通常、この自治体の有する債権の種類というのは、市税や固定資産税等の強制執行がかけられるもの、これを公法上の債権というふうに言われるんですけども、そうではなくて、今回のような個人間の貸し借り、例えば、市営住宅家賃や、住宅新築資金の貸し付けとか、また学校の給食費であったりとか、そういった部分の私法上の債

権に大きく二つに実質分かれていると思います。

今回の訴訟は、この私法上の債権の手続きの最終段階で、これは不納欠損に落とすためには、これは絶対やらないといけない部分です。

今回、この100万円を超えたら訴訟の提起を市営住宅はするということですが、ほかの、同じこの市営住宅を管理している建設部の住宅公園課で管理しているのは、新築資金の貸し付けもあるかと思います。この部分に関しても、現在、どれぐらいの額があつて、その事案1件当たりの平均額、また今後の未済の解消に関してはどのようにされていくおつもりなのか、その所見をお尋ねさせていただきたい。これは訴訟をやるという部分では、避けて通れないはずで、そのまま放置されているようなことがないというふうに我々も確信したいんですけども、実質、平成24年度の決算額を少し見させていただくと、3億5,000万円の収入未済額は、この住宅新築資金にもある状態です。そういった意味で、債権は回収していかないといけないかと思いますが、こういった市営住宅に住まわれていた方々というのは、どちらかというと、財産的には厳しい。最終的には払えませんということを経験していただくような手続きになってしまっていると思います。逆に、大きく貸し付けをしているところ、これは住宅はそこにあるわけですから、強制執行をかける手続きは、この訴訟の提起をすればできるはずで、こういったことを率先して、国も応援しています。内閣府のほうでも指針を出して、先進地でいけば三重県の名張市、ここは債権管理条例を設置して、この私法上の債権の回収も市長が積極的に回収をするということを義務づけております。こういうことをしない限りは解消できないと思いますけれど

も、そういう条例を置いて、積極的に回収するおつもりがあるかどうか聞かせていただきたいと思います。

○議長（石橋英和君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）今回の訴訟については、一応被告は3人でございますけど、案件としては1件でございます。

それから、この債権につきましては、いわゆる私債権でございますので、強制徴収力はございませんので、こういった手続きを踏んでおります。それから、100万円と申しましたのも、実務上の件数でありますとか、そういった事柄も踏まえて、一つの目安でございます。そういったことで、現実的に訴訟にも費用もかかりますし、職員も相当労力がかかりますもので、逐次実施しているということですので、まだまだ手が回っていないところもございます。

それから、住宅貸し付け資金についてのご質問だったんですが、これ別によろしいですか。

（「今後の姿勢です」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋英和君）ちょっと広がり過ぎているような感があります。

○建設部長（松浦広之君）姿勢につきましては、いわゆるこういった債権の未回収部分についてどうやっていくかということで、県下的な取り組みの組織もあって、本市の場合は副市長が先頭になって、そういった会議にも出ていただいております、取り組んでいかなければならない。それから、市の中でも強制権のある公債件、強制権のない公債件、それからこの私債権、これ全てに関して一定のマニュアルをつくりながら逐次取り組んでいくということで進めてはおるんですけども、これは実質的な体制の問題ですとか、そういったこともございますので、いつどの段階でどこまで踏み切れるかという話は別なんです

けれども、とにかく一歩ずつでも進んでいかなければならないというところで、そういった準備をしていると。ですので、できるところから取り組んでいるという状況でございます。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）マニュアルを置かれてというのは、監査委員からの指摘もあって、進んできているかと思うんですけども、実質的な債権回収にはなかなか至ってきていないという部分がたびたび指摘されてきております。

この点に関しては、決算委員会でも十分に審議をして、指摘をしていきたいと思っております。できる限り早期の回収ができるように要望とさせていただきます。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第20号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第20号 訴訟の提起についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について

○議長(石橋英和君) 日程第39 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 田中君。

○15番(田中博晃君) こちらなんですけれども、参考資料を見せていただきますと、保護者のアンケートであったりというので、高い信頼関係とあるんですけれども、選定の理由の中で、市職員による現地調査及び事業評価でも高評価となっているとあります。しかしながら、本来、指定管理する際には、第三者といいますか、よそからも入ってもらって評価していていますし、他市、ほかの自治体に先駆けてやっているこども園の中で、市職員の評価だけで本当に更新というか、改めて契約することになっていいのかというところに私は疑問を感じます。また、子育て会議もあります。その辺のかね合いも含めて、これは委員会の付託になっていますので、ここではあまりというのもあるんですけれども、やっぱり選定方法は、私としてはほかから、第三者、過去に選定していただいた方であったりというのが入って、評価されるのが筋だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(石橋英和君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(枅谷俊介君) おっしゃるとおりだと思いますが、現在の指定管理者の選定につきましては、継続につきましては第三者を入れるということになっておりませんの

で、申しわけございませんが、市の職員と、それからアンケート調査で好結果を得たということで、継続してほしいということでございます。

○議長(石橋英和君) 15番 田中君。

○15番(田中博晃君) ちょっと変な言い方かもしれないんですけども、もし何かあっても市職員がやった場合に、もしかしたら何か隠していないかなという、そういううがった見方もできてしまうんです。今までやっていなかったというよりも、むしろこども園については始まったばかりですし、これからほかの園の指定管理、そしてまた継続も出てくるかもしれないというところを考えると、やはり第三者なり、特に最初にかかわった方は相当な思い入れを持って評価されてきたというのが考えられますので、今やっていないということなんですけれども、やはり私は疑問に感じます。

それで、委員会に付託されていますので、また委員会でもやっていただけたと思うんですが、これは今後も今の段階では第三者は入らないということで間違いはないですか。

○議長(石橋英和君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(枅谷俊介君) 当初、選定する場合には、第三者の方がたくさん入っていただいて選定していただいているんですが、5年たちまして、継続の場合につきましては、そういう規定がございませんでしたので、今回こういう形で上げさせていただきましたが、今後検討していきたいと思えます。

○議長(石橋英和君) ほかにありませんか。

14番 中本浩精君。

○14番(中本浩精君) 申しわけございません。簡潔に一点だけお聞きいたします。委員会の付託です。

指定先である法人の皆さまには日々ご尽力いただいていると思えます。そういう中で、

法人の経営状態というんですか、それとか、やはり継続するに当たりとか、今、三つスタートしているんですが、いろいろと市に対する要望とか、経営状態はどういうふうになっているか、それをちょっと一点お願いできますか。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）高野口こども園の経営状況でございますが、平成23年度の決算状況は、概ね良好に経営していただいております。

○議長（石橋英和君）14番 中本浩精君。

○14番（中本浩精君）何でお聞きしたかといえますと、これからこども園計画がいろいろと進んでいく中で、指定管理で最初にいろいろと決めた中でやっていただいていると思うんですけど、橋本市、PR、今回もいろいろ出てきたんですけど、子育てしやすいまちというのをPRの一つの大きな目玉にしてはと僕、個人的に思っているんです。そういう中で、指定管理先であるところがじっくりと腰を落ち着けてやっていけるような方向に持っていっていただけたらありがたいなと。そういう中でいろいろ経営状態とか、人数多い、そういう決まっているんですけど、何対何とか何人に1人とか決まっているんですけど、そういう要望とか、もしいろいろありましたら、また耳を傾けていただけるようによろしくお話ししたいと思います。

どうもすいません。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第21号については、文教厚生委員会に付託いたします。

○議長（石橋英和君）以上で本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。

明9月13日から9月19日までの7日間は委員会審査等のため休会とし、9月20日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

この際、各委員会の開催日程について日程表を配付いたさせます。

（職員・日程表配付）

○議長（石橋英和君）配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。

（午後5時10分 散会）